

はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階
TEL03-5395-2631 FAX03-5395-2831

国交省 ボラ運転者要件「代替講習」導入を通達

国交省は5月9日、福祉有償運送団体の運転ボランティア要件である「認定講習」の代替措置として、旧80条許可団体のボランティア等を対象とする「代替講習」を導入することを正式に通達しました。

昨年10月に開始した福祉有償運送制度は、当初、すべての福祉有償運送団体の運転ボランティアに約2日間のカリキュラム（注：福祉有償運送運転者講習とセダン等運転者講習を同時受講の場合）からなる「認定講習」の受講を義務付けていたため、すでに何らかの運転講習を受けて活動しているボランティアにとっては“2日間も拘束されて、また同じような講習を受けねばならない”という問題が発生していました。

そこで、講習受け直しとなる運転ボランティアの負担軽減策として創設されたのが「代替講習」です。「代替講習」は「認定講習」の内容を短くまとめた講習で、修了者は「認定講習」を修了したものとみなされます。「代替講習」の特徴は「認定講習」に比べてはるかに短時間のカリキュラムであることです。講習受け直しとなるボランティアの多くが「代替講習」を受講可能と考えられており、負担軽減につながることが期待されています。

なお、受講対象者および標準的カリ

キュラムなどは次の通りです。

●「代替講習」受講対象者

- ① 旧80条許可を受けている団体（みなし登録団体）所属の運転ボランティア

※ みなし登録団体のボランティアは、セダン特区の団体の場合のみセダン等運転者代替講習受講が可能です。

- ② 「認定講習」実施団体が2006年10月1日以降、「認定講習」実施資格取以前に行った講習を修了した運転ボランティア

●「代替講習」実施団体

「代替講習」は、所定の手続きを行った「認定講習」実施団体が行います。

※ 受講の際は、受講希望先の団体に「代替講習」受講が可能かどうかをお問い合わせ下さい。

● 標準的カリキュラム

福祉有償運送 運転者代替講習	① 関係法令に関する講義(30分) ② 安全、安心な運行と緊急時の対応及び運転方法に関する講義 ③ 障害の知識及び利用者理解及び基礎的な接遇に関する講義 (②、③ あわせて150分)
セダン等 運転者代替講習	セダン等車両の利用者理解と乗降介助等の講義(50分)

障害者本人交付「駐禁除外ステッカー」Q & A

Q. 交付対象が障害者本人になると、何が変わるの？

A. 標章を用いる車両の特定が不要になります。使用する車をあらかじめ届け出る必要が無いので、例えば、障害者（患者）がボランティアの車で通院する時などに標章を使うことができるようになりました（詳細は、

前回の「はーと・なび」をご参照下さい）。また、これまでは自身や家族が車を所有していないと実質的に交付が困難な場合がありましたが、これからは運転免許証や車所有の有無にかかわらず、交付を受けることができます。

Q. 透析患者は、誰でも障害者本人交付の標章をもらえるの？

A. 透析患者は、おおむね全国的に標章の交付対象者になると考えられています。

警察庁は、警察庁丁規発第19号（丁交指発第11号）という通達に標章の交付対象者を記しています。これまで、標章の交付基準は各都道府県ごとにまちまちでしたが、同通達によって、全国の交付基準が統一化されるもようです。同通達によれば、身体障害者手帳の交付を受けている、1級および3級の腎臓病患者は、標章の交付対象者になります。

ただし、独自の基準を設ける県もありますので、詳細は各都道府県警察等にお問い合わせ下さい。

警察庁通達の標章交付対象基準

障害の区分	障害の級別	
視覚障害	級から3級までの各級及び4級の	
聴覚障害	2級及び3級	
平衡機能障害	3級	
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	
下肢不自由	1級から3級の1までの各級	
体幹不自由	1級から3級までの各級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（上肢のみ運動機能障害がある場合を除く）
	移動機能	1級から2級までの各級
心臓機能障害	1級及び3級	
じん臓機能障害	1級及び3級	
呼吸器機能障害	1級及び3級	
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	
小腸機能障害	1級及び3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級及び3級までの各級	

Q. いつから障害者本人交付の標章が交付されるの？

A. 交付開始時期は、都道府県ごとに異なります。すでに交付開始した県もありますが、開始時期未定の県もあります（詳細は、次ページの一

覧表をご参照下さい）。各県では、新標章制度の運用と同時に詳細を県警ホームページ、県の広報紙などで周知するとのことです。